



2025 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 イオン九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 中川 伊正
(コード番号：2653 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 赤木 正彦
(電話番号 092-441-0611)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 31 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

【株式売出しの目的】

当社は当社及びマックスバリュ九州株式会社、イオンストア九州株式会社との経営統合から 3 年が経過した 2024 年度をスタート年度とする新たな中期経営計画を推進しております。中期経営計画においては、「私たちの『たからもの』九州をもっとー。」というパーパス、そして「お客さま満足と従業員の自己実現のため、絶えず『変革』と『挑戦』を続け、九州の成長とくらしの豊かさに貢献する。」という経営理念のもと、九州で No. 1 の信頼される企業の実現に向けて「成長領域へのシフト」「商品改革」「既存資産の魅力度向上」「生産性・経営効率の向上」「サステナビリティ経営の推進」の取り組みを通じて、総合スーパー (GMS)、スーパーマーケット (SM)、ディスカウントストア (DS)、ホームセンター (HC)、ドラッグ & フード等の多様な業態を九州・山口エリアにおいて 355 店舗 (2025 年 9 月末現在) 展開し、企業価値向上を目指しております。2025 年 7 月 1 日には長崎県内で「ジョイフルサン」の屋号で 9 店舗を展開する株式会社ジョイフルサンアルファの株式を取得、株式会社ジョイフルサンに社名を変更した上で完全子会社といたしました。加えて、2025 年 10 月 21 日には大分県内で「トキハインダストリー」の屋号で 23 店舗を展開する株式会社トキハインダストリーについて、株式会社トキハと株式買収に関しての基本合意を締結し、完全子会社化を目指しております。

このように企業価値向上を力強く推進する上記中期経営計画の期間において、当社は各取り組みを通じて事業拡大推進、加えてサステナビリティ経営、生産性・経営効率の向上を複合的に実行し、持続的に成長する企業を目指しております。

当社は 2022 年 4 月の株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しにおいてスタンダード市場を選択しておりますが、当該市場の「流通株式比率」(注)における上場維持基準を満たしていません。2025 年 5 月 22 日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」において公表しました通り、流通株式比率を高めるべく各種取り組みを推進してまいりました。こうした状況の下、当社のあるべき資本政策の議論を進め、事業法人等が保有する株式比率の縮小について検討を重ね、今般、本件売出しにおける売出人からも売却意向を確認したことから、当社株式を保有している一部既存株主の株式保有比率を引き下げるにより基準達成を目指すための取り組みとして、本件売出しを決議いたしました。

本件売出しを通じて、当社の中長期的な事業戦略や資本政策への理解をより一層深めていただくとともに、ご支援いただける投資家層の拡大・多様化、及び投資家の皆さまとの建

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法 (改正を含み、以下「米国証券法」という。) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

設的な対話を通じて、コーポレートガバナンス強化を図り、企業価値向上に繋げてまいります。

(注)「スタンダード市場」の上場維持基準である流通株式比率とは、本日現在株式会社東京証券取引所より公表されている新基準に基づいて計算された流通株式比率が 25% 以上であることをいいます。2021 年 4 月に、株式会社東京証券取引所から「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について(第二次制度改正事項)」の一環として「流通株式の定義見直し」及び「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正」が公表されており、2022 年 4 月の新市場区分への移行にあたって流通株式数の算定において新たに、国内の普通銀行(都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとされます。)、保険会社及び事業法人等(金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含むものとされます。)の保有する株式などが除かれるものとされております。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 1,800,000 株

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売 出 株 式 数
	イ オ ン 株 式 会 社	296,400 株
	株 式 会 社 フ ジ	525,300 株
	イオンフィナンシャルサービス株式会社	328,300 株
	イオンモール株式会社	120,000 株
	イオンディライト株式会社	99,800 株
	加 藤 産 業 株 式 会 社	222,700 株
	旭 化 成 株 式 会 社	120,000 株
	三 菱 食 品 株 式 会 社	87,500 株

(3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 11 月 11 日(火)から 2025 年 11 月 14 日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 中川 伊正に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 270,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から270,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 中川 伊正に一任する。

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から 270,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、270,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 12 月 12 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 12 月 12 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるイオン株式会社及び加藤産業株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。